新潟地方裁判所委員会(第11回)議事概要

- 1 日時 平成19年6月7日(木)午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者

大谷吉史委員,奥田隆文委員,小野塚崇委員,木村哲郎委員,下条文武委員, 佐々木稔委員,田邊哲夫委員,中野谷進委員,二岸直子委員,古川兵衛委員 本間一也委員,村山伸子委員,山﨑まさよ委員 (五十音順)

4 議事概要

(1) 全体概要

- ア 新委員の奥田委員(平成19年5月7日付け選任),下条委員(平成19年6月7日付け選任)及び中野谷委員(平成19年6月7日付け選任)の自己紹介
- イ 加藤新太郎委員長の転出に伴う新委員長の互選 奥田隆文委員(新潟地方裁判所長)を選任
- ウ 前回に引き続き,「地域のリーガルサービスのあり方を考える」との観点から, 委員からのプレゼンテーションと意見交換を実施した。

今回は「司法とジャーナリズム」のテーマで,新潟日報社編集局次長兼報道本部 長である木村委員から報道の現状と問題点についての説明があり,これを前提に意 見交換が行われた。

エ 外部団体からの照会への対応について協議

「回答しないこととするとともに,その旨の回答もしない。」ことに意見が一致 した。

(2) 意件交換の概要

ア 司法とジャーナリズム

- ・ 検察庁ではマスコミから刑事事件の起訴状を求められた場合は、被告人の氏名 程度は公表するが、本籍や住所は公表せず、また、場合によっては被害者の氏名 を伏せるなど、できるだけ抽象的にするようにしている。
- ・ 裁判所では起訴状のマスコミに対する公開は,原則として被告人に送達が完了 した後にするようにしている。
- ・ 民事事件の「被告」と刑事事件の「被告人」とは異なるが、新聞報道等では、 どちらも「被告」と記載されるという問題がある。
- ・ 新聞各社がどちらも「被告」としていることについて深い意味はないように思 われる。そもそも新聞に掲載する文言は短く省略することが多い。
- ・ 冤罪によって刑罰を科せられた個人に対し,冤罪に基づいて行われた報道につ いて,報道側から,後日謝罪などはあるのか。誤った報道により,その個人やそ

- の家族の人生を狂わせることもある。
- ・ 誤った報道があれば,謝罪することは当然であるし,また再発防止に努めるこ とも必要である。
- ・ 取材を受けた際に,記事には,結論のみではなく,前提となる条件も掲載するように伝えたにもかかわらず,結論のみを掲載されたことがあった。また,断り もなく,急にインタビューされたり,カメラを向けられたりすることがある。
- ・ すべての犯罪を報道しているのではなく,微罪については報道しないとの話であるが,実態は誰が犯罪を犯したかにより報道するかしないかを決定しているように感じることがある。
- 新聞記事に掲載できる情報は、すべて相手に許可を得て取材したもののみであり、隠しマイクなどで得た情報はもちろん掲載できず、これは最低限のルールである。
- ・ 弁護士によっては,記者会見の際に,報道に適さないと思われる事項まで公表 している方がいる。
- ・ 裁判官は,証拠だけで判断する訓練を受けており,報道により判決の内容が左右されることはないが,そのような訓練を受けていない裁判員への影響についてマスコミは配慮する必要がある。
- イ 事務局からの広報行事実施報告
 - ・ 「裁判員制度広報等の現状と展望」及び「憲法週間行事」について説明した。

5 次回期日

- (1) 10月31日(水)午後2時から
- (2) 次回意見交換テーマ
 - ア 経済界から見た司法(小野塚委員)
 - イ その他